

I はじめに

パスカル・ブロック*
石井三記**

ここに2012年3月23日にパリで開催されました日仏比較法シンポジウム「アジアとヨーロッパにおける人権：確立・制度・保護」を活字化することができますことは大変光栄でもあり、また大変喜ばしいことでもあります。

この学术交流のきっかけは、2010年12月にパリ第13大学法学部の代表団が名古屋大学法学研究科を訪問してあたたかく歓迎を受けたことにあります。

さて、今回のアジアとヨーロッパにおける人権の承認と保障をテーマにしたシンポジウムの実現が可能になりましたのは、複数の財政的援助を得ることができたからでして、この点、わたしたちの感謝を申し上げたいと思います。日本側では国際交流基金と名古屋大学のCALE基金、フランス側ではとくに公証人高等評議会およびナタリー・アンドリエ（Nathalie Andrier）氏を委員長とする公証人国際連合人権委員会がこの学術的催しを支援してくださいました。

日本において、またフランスやほかのあらゆる国においても、人権の承認と保障は重要な問題として訴えかけるものがあります。

パリ第13大学取引法研究所（IRDA）が名古屋の同僚友人の求めに応じてパリで人権に関するシンポジウムをおこなう、この企画は、1789年の人権宣言以来、人権の国とされているフランスの威光をたかめることにもなりましょう。

実際、1789年以来、なんと長い道のりがフランスその他であったことでしょう。この宣言は多数の類似の宣言に着想をあたえてきたことは、

* パリ第13大学教授

** 名古屋大学教授

とりわけ世界人権宣言や欧州人権条約あるいは欧州連合の基本権憲章を想起するだけでわかります。人権の拡大、爆発とは言わないまでも、その拡大については、20世紀後半以来、欧州レベルや国際レベルでの人権関係の機関、活動、とくに人権侵害に制裁を加えるために置かれた裁判機関を考えますと、はるかな道のりを来たことがわかるでしょう。基本権とされるこの権利は、もはやたんに公的自由、公民的権利だけにかかわるものではなく、経済的社会的権利、子の権利、女性の権利、ハンディキャップを持った人の権利等々を含むものなのであります。

そして、にもかかわらず、人権の承認にはさらなる数多くの闘いがフランスや世界中で必要とされ、そうして基本権として確立し、尊重されることになるのです。

フランスはその模範を示してもいるのでして、1946年にルネ・カッサン (René Cassin) の発案で創設された人権促進と保障のための「人権諮問全国委員会 (CNCDH)」がそうです。この委員会の2011年度の報告が2012年3月末に出されました。そこでは、フランスにおける人種差別の現状が報告されており、人種差別、反ユダヤ主義、外国人差別など今後も起こりうる差別にたいしての闘いが提案されていました。この委員会は人権教育プログラムを立ち上げることの重要性、つまり、公民教育の重要性に注意を向けていました。それは人種差別、外国人差別、反ユダヤ主義行為の犠牲者や証人たちが世論を喚起して、かれらが手厚く保護されながら差別行為の張本人にたいする訴追をもためらわないようにすることをすすめています。同様に本委員会は、フランスが人権および自由の欧州条約第12議定書を批准することを勧告してもいます。それは2000年11月の欧州評議会による採択以来、あらゆる差別を禁ずるものです。

フランスはそのメッセージがしっかり受け止められるように、2000年に人権担当大使職を設けています。今回の学術シンポジウム開会式に出席いただいたフランソワ・ジムレー人権担当大使にとくに感謝申し上げます。

人権の保障はもうフランスの専売特許というわけではありませんが、ただ人権が日の目を見ていない領域があります。各国それぞれの伝統や特殊事情が人権の承認と同一の保障との障害になることが多々ありま

す。裁判への訴えによる保証も国の司法制度によって一様ではありません。

フランス自身、表現の自由への侵害、刑務所における非人間的で劣悪な処遇、弁護権の侵害、対審主義原則の軽視などで、しばしば非難されているところであります。2010年末にストラスブールにあります欧州人権裁判所はフランスを問題とする815の判決を下しています。そのうち604は欧州人権条約違反を結論づけているのです（*Les Annonces de la Seine*, jeudi 8 mars 2012, no. 17, p. 19.）。

申し立ての増加に裁判所も手いっぱいとなり、このことは人権の実効性に疑問符を突きつけてもいます。一例だけ挙げますと、最近、2012年2月28日の「ル・モンド」紙は欧州人権裁判所への年間申し立て件数は1999年の8400件から2011年には64500件へと、この12年でおおよそ8倍に増加したことを伝えています。2011年度の欧州人権裁判所の活動報告書によれば、151000の案件がまだ待たされている状況にあります。ここで悲観的な見方にくみするよりは、おそらく人権保障手立てがうまくいっていることの代価と考えるべきでしょう。

わたしたちのシンポジウムはアジア、ヨーロッパそしてフランスにおける人権保障の発展と多様性と困難を示してもいます。本シンポジウムは日本とフランスの大学の研究者が集まり、また法制史研究者、公法学者、私法学者が一堂に会することを可能にし、人権の歴史的制度的側面を説明したあと、国際社会における人権保障のいくつかの特殊な面にも光を当て、さらに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約のようにフランスおよび日本で最近採択された、ないしは、採択されようとしている条文に関して、あるいは裁判管轄や法律の衝突についての人権の影響に関して報告がなされました。本シンポジウムでは若手研究者の発表の場も設けられ、社会の変容に応じての人権概念、人権の裁判による保障、非常に議論された死刑の廃止、ハンディキャップを持つ人の人権付与をテーマにした研究の一端が示されたのです。これらすべての考察の重要性は、欧州評議会を代表して出席してくださり、人権が結び付けられる価値の普遍的性格を強調されたヨルク・ポラキウィッチ氏の結びのことばに表されています。

問題は多岐にわたり議論されていますから、総括するのは大胆さが必

要であったかもしれません。本シンポジウムは、さまざまな事情からフランス語報告のみを日本語訳して掲載することになりますが、それでもこの出版によって実り多い学術的交流が将来にも続けられることを願わずにはられません。そう、サン＝テグジュペリの星の王子さまが言ったように、「ぼくにはこれから出会う友だちがあるし、知らなくちゃならない多くのことがある」のです。